

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

スポーツクライミング競技審判員規程

(目 的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）は、スポーツクライミング競技の公平厳正な審査を行うため、スポーツクライミング競技審判員（以下「審判員」という。）規程を定める。

(資格・任務)

第2条 審判員は、初回登録年度内に16歳に達しなければならない。

2 審判員は、本協会が主催、共催、主管若しくは公認するスポーツクライミング競技会（以下、単に「競技会」という。）の審判を行うことができる。

(種 類)

第3条 審判員は、A級、B級及びC級の3種類とする。

2 審判員資格の認定については第5条に定めるところによる。

3 C級審判員は、競技会の審判を行うことができる。

4 B級審判員は、ブロック大会以下の競技会において、主任審判員、審判長及び競技委員長を務めることができる。

5 A級審判員は、全国大会規模の競技会において、主任審判員、審判長及び競技委員長を務めることができる。

6 国民体育大会における審判長、主任審判員、競技委員長の資格要件については、別に定めるところによる。

(義 務)

第4条 審判員は、本協会が指定する期間内に、本協会が指定する義務研修会に、1回以上参加しなければならない。

(認定と昇級)

第5条 C級審判員資格の認定は、審判員認定会の筆記試験及び実技研修の結果に基づき、資格審査会が審査し、常務理事会の議を経て、本協会会長が行う。なお、資格審査会はガバナンス委員会の下に置く。

2 C級審判員からB級審判員への昇級は、資格審査会が審査し、常務理事会の議を経て、本協会会長が認定する。

3 B級審判員からA級審判員への昇級は、資格審査会が審査し、常務理事会の議を経

て、本協会会長が認定する。

- 4 国際審判員資格保有者は、資格審査会が審査し、常務理事会の議を経て、本協会会長がA級審判員に認定することができる。
- 5 本条第1項乃至第4項の昇級及び認定の基準については、別途定める。
- 6 昇級後の資格有効期間は、昇級前の資格有効期間の残期間とする。

(登録)

第6条 審判員は、第5条により認定された者が、本協会に登録することによってその資格を得る。

- 2 登録の手続き及び登録料は、別に定める。

(登録更新)

第7条 審判員資格の有効期間は、登録年度又は更新年度の終了時である3月末日までとし、有効期間内に登録を更新しなければ、審判員の資格を失う。

- 2 更新を希望する者が、第4条を満たせない場合、若しくは更新申請を怠った場合は、その資格を1年間保留とする。
- 3 特別の事情により更新申請ができなかったと認められる場合は、更新を認めることがある。
- 4 更新申請は、資格有効最終年度の3月末までに行わなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会で行う。

付 則

- 1 平成19年5月20日 山岳競技審判員規程（昭和51年5月23日制定）の全部を改め、この規程を制定する。
- 2 平成20年4月 1日から施行する。
- 3 平成23年5月 6日 改定
- 4 平成25年5月11日 改定
- 5 平成26年5月25日 改定
- 6 平成28年11月13日 改定
- 7 平成30年3月3日 改定
- 8 平成31年3月2日 改定
- 9 令和4年4月14日 改定